# 自動火災報知設備等の設置

## 住宅宿泊事業法における設置基準

- ・住宅宿泊事業法の民泊宿泊施設である「届出住宅」については、住宅をそのまま転用でき、建築基準法上の取り扱いは、例えば自宅の戸建て住宅を転用した場合に、建築基準法の用途が変更される訳ではなく、住宅をそのまま利用できます(旅館業法上のホテルや簡易宿所の場合は、建築基準法上の用途が変わりますから、設備、構造については、ホテルや簡易宿所の基準が適用となります)。
- 階層のコストという面からは、旅館業法に比べ、非常にメリットが高いのですが、ただし、これはあくまで、建築基準法に限られ、消防法令については規模により旅館・ホテル同様の取り扱いとなっています。

#### 消防予第330号平成29年10月27日

- 第1届出住宅の消防法令上の取扱いについて
- ・ 届出住宅については、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの)又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者(法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。)が不在とならない旨(規則第4条第3項第10号に規定する旨をいう。)の届出が行われた届出住宅については、宿泊室(届出住宅のうち規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。)の床面積の合計が50平方メートル以下となるときは、当該届出住宅は、住宅(消防法(昭和23年法律第186号)第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(寄宿舎、下宿又は共同住宅)の部分を含む。)をいう。)として取り扱うものとする。

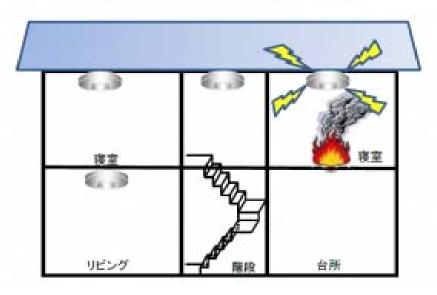
#### 難解ですので、表にしてみますと、このようになります。

類型	家主居住型 (宿泊室が50㎡以下)	家主居住型 (宿泊室が50㎡超)	家主不在型 (面積要件無し)
取扱い	住宅	ホテル旅館同様	ホテル旅館同様
消防法 施行令の規定	定防火対象物以外の 扱い	1(5)項イ	1(5)項イ

# イメージ

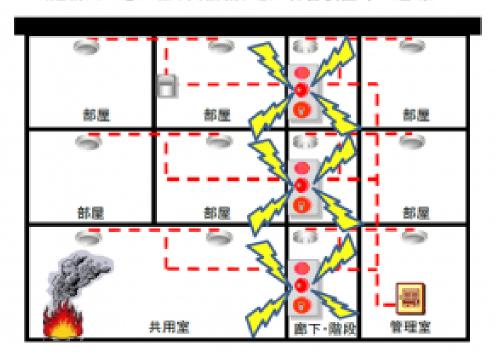
#### 住宅用火災警報器

(火災を感知した住宅用火災警報器のみ鳴動)



#### 自動火災報知設備

(建物内の感知器、受信機、地区音響装置等が連動)



### 宿泊室の定義

規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室分かりやすく解説すると、

- ●宿泊室=宿泊者の就寝の用に供する室をいう。
- ❷宿泊者の使用に供する部分=台所・浴室・洗面など
- ❸居室=❷宿泊者の使用に供する部分+❶宿泊室

ということになります。つまり、居室は、寝室とそれ以外の設備の部分で構成されるというこで、宿泊室は、旅館業法上の客室有効面積とほぼ同様の意味と解されます。

宿泊室の広さが消防設備に関して非常に重要で、つまり民泊ホストである家主が居住する ごく小規模な届出住宅を除き、旅館やホテル、簡易宿所と同様の取扱いになりますまで、簡 易宿所や旅館と同様の設備基準となります。

したがって、当然、自動火災報知設備などの設置、誘導灯や誘導標識などについての設備 を備える必要があります。

## 建物の一部を民泊にする場合

マンションやビルなどの一部が宿泊施設の場合でも、建物全体に設置しなけれはならないケースが多いので、ご注意ください。

外階段や非常階段などを設置した建物は、宿泊施設部分のみでよい 場合もありますが、

ビルや共同住宅の1室のみを宿泊施設や新法の民泊にする場合などは、その建物は<mark>複合用途</mark>となり、当該建物の階段や避難路の構造、階数などにより、適用規定が異なります。

→消防所や防災業者に確認